

議題（1）地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に係る神埼市
地域公共交通網形成計画（変更）（案）について

地域内公共交通確保維持（地域内
フィーダー系統）に係る神埼市地
域公共交通網形成計画（別紙）

令和7年2月

神埼市地域公共交通活性化協議会

令和7年2月6日

(名称) 神崎市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

神崎市において、既存の交通機関の廃止等による交通空白地域の拡大や高齢化の進行に伴う交通弱者の増加、新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の減少など、公共交通を巡る環境は厳しい状況にあるが、移動手段を持たない人にとって地域の公共交通手段への需要は決して無くなるものではなく、高齢化する住民の移動手段確保や地域内における公共交通利便性の格差是正、合併後の一体的なまちづくりを図る上でも、新たな公共交通機関の構築は喫緊の課題である。

そのような中、市内巡回バスについては、平成21年2月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき、「神崎市地域公共交通総合連携計画」を策定し、同年7月より平成24年3月までの実証運行を経て、平成24年4月より本格運行しているところであり、その後もバス利用者をはじめ多くの住民からの意見要望等を踏まえ、法定協議会において審議を重ね、運行ルートや便数の変更等、更なる利便性向上に努めてきたところである。

バス利用者の多くは、移動手段を持たない高齢者であり、バス停別の利用状況を確認すると病院、スーパー、金融機関、公共施設の最寄りのバス停利用が多く、本市巡回バスでは日常生活に必要不可欠な交通として機能しているものと認識している。また市内におけるその他の公共交通機関（JR・路線バス）との接続により市外への移動を確保しながら、公共交通利用者の潜在需要を喚起しているところである。

また、65歳以上の市民3,000世帯を対象として、平成30年12月に実施した地域公共交通に関するアンケート調査では、現時点では自家用車を運転して移動しているが、将来的には運転免許証の自主返納を検討すると回答した割合が約8割となっており、その際には巡回バス等の地域公共交通を利用することになるため、更なる利便性の向上を望む意見も多く頂いている。

そこで、市民の移動ニーズや地域の特性を踏まえ、市内公共交通の効率化と充実を図ることや新たな交通サービス導入など、市民の利便性確保に向けた市内全体の公共交通網見直しの基本指針として令和2年3月に策定した「神崎市地域公共交通網形成計画」に基づいて地域公共交通確保維持事業を実施することにより、高齢化する住民の移動手段を維持し、生活利便性の向上と地域間交流の促進、幹線・支線の連携による効率的な運行体系の実現など住民の生活基盤の充実のため、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ① 高齢化する住民の交通手段確保や、市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保を図りながら市内の新たな地域公共交通の整備を目指す。
- ② 生活交通の整備により合併後における地域間の連携や一体感を醸成し、地域の活性化を目指す。
- ③ 地域住民及び公共交通事業者、行政など関係団体が連携し、地域が一体となって持続可能な公共交通の維持・確保のため、直近事業年度の各系統の1運行当たりの利用人数からの増を目指す。

〔路線定期〕 神崎市地域公共交通網形成計画 P. 65 参照

令和3事業年度実績	神埼コース 1.97人	千代田コース 2.66人	迎島～神埼駅 0.10人
令和4事業年度実績	神埼コース 0.44人	千代田コース 1.32人	迎島～神埼駅 1.10人
令和5事業年度実績	神埼コース 0.44人	千代田コース 1.13人	迎島～神埼駅 0.70人
令和6事業年度目標	神埼コース 0.46人	千代田コース 1.18人	迎島～神埼駅 1.35人
令和7事業年度目標	神埼コース 0.48人	千代田コース 1.24人	迎島～神埼駅 2.00人

※令和4年度に運行ルートや便数を変更したことから、神埼コースは北部・中部コース、千代田コースは中部・南部コース、迎島～神埼駅は千代田支所～神埼駅の目標値として読み替える。

〔区域運行〕 神崎市地域公共交通網形成計画 P. 69 参照

令和7年度目標 稼働率 30%

(2) 事業の効果

- ① 高齢者など交通弱者にとっては、日常生活に必要な移動手段が確保される。
- ② 合併後の一体的なまちづくりが推進され、住民の社会参加や地域の活性化につながる。
- ③ 幹線・支線の連携により効率的な運行体系が図られることにより、公共交通の利便性が向上し外出ニーズへの対応が可能となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ① 鉄道や路線バスへの接続を含めた巡回バスの路線及び時刻表を掲載したチラシの作成及び配布（神崎市地域公共交通活性化協議会）
- ② 公共交通の利用促進のための情報を市報・市ホームページに掲載（神崎市）
- ③ 実情、実績に応じた利用促進策の実施（神崎市地域公共交通活性化協議会）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

※運行概要について

○運行形態 道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）

○運行地域 神埼町・千代田町

○運行系統 14系統（路線図は別紙）

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 北部コース西（右回り） | ② 北部コース西（左回り） |
| ③ 北部コース東（右回り） | ④ 北部コース東（左回り） |
| ⑤ 中部コース西（右回り） | ⑥ 中部コース西（左回り） |
| ⑦ 中部コース東（右回り） | ⑧ 中部コース東（左回り） |
| ⑨ 南部コース西 | ⑩ 南部コース東 |
| ⑪ 神埼～千代田線 | |
| ⑫ 北部デマンド | ⑬ 中部デマンド |
| ⑭ 南部デマンド | |

○運行日及び回数（祝祭日、年始を除く）

*水・土 1日2回運行（①～④系統）

*月・木 1日3回運行（⑫系統）

*火・金 1日2回運行（⑤～⑧系統）

*水・土 1日3回運行（⑬系統）

*月・木 1日2回運行（⑨⑩系統）

*火・金 1日3回運行（⑭系統）

*月～土 1日3回運行（⑪系統）

○運行時間（運行ダイヤの詳細は別紙参照）

○利用料

①～⑪系統：大人 200円 子ども（小学生）100円 未就学児 無料

⑫～⑭系統：大人 300円 子ども（小学生）150円 未就学児 無料

○運行期間

令和6年10月1日～令和7年9月30日

※運行事業者について

○法定協議会の構成員として参画しており、巡回バス運行計画の検討など協議会での協議内容を把握し、市内の道路事情に精通していると認められる運行事業者で、市内に事業所を有する(有)ジョイックス交通及び吉野ヶ里観光タクシー(有)に運行を委託する。

○運行事業者には、安全運行と不安を持ちながら外出されている高齢者など、利用者との信頼関係の構築、継続的利用の促進・維持に努めることを要請している。

※地域内フィーダー系統補足 … 「表1」に記載

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>○費用総額</p> <p>①～⑪系統 17,768,000円（見込み）</p> <p>⑫～⑭系統 6,880,000円（見込み）</p> <p>○負担者</p> <p>神崎市（運行事業者へ補助金として支出）</p> <p>○負担額</p> <p>神崎市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<p>具体的な施策の進捗状況を踏まえ、毎年度評価することとし、計画最終年度において、最終的な数値目標の評価を行うこととする。</p>
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
<p>※該当なし</p>
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
<p>※該当なし</p>
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
<p>※該当なし</p>
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>※該当なし</p>

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

(平成20年度)

- ・平成21年 1月 9日 (第1回) 協議会設立 事業内容を協議
- ・平成21年 1月30日 (第2回) 地域公共交通総合連携計画(案)の協議等
- ・平成21年 2月20日 (第3回) 地域公共交通総合連携計画(案)の承認等
- ・平成21年 3月24日 (第4回) 21年度予算案の承認、運行計画案協議等

(平成21年度)

- ・平成21年 4月27日 (第1回) 幹事会 運行計画案の協議等
- ・平成21年 4月30日 (第1回) 運行計画案の承認等
- ・平成21年11月26日 (第2回) 実証運行計画案の承認等
- ・平成22年 1月26日 (第3回) 利用料金見直しなど運行計画の一部見直し協議・承認、事後評価案の承認等
- ・平成22年 3月26日 (第4回) 22年度予算案の承認、運行計画見直し協議
- ・平成25年11月27日 (第3回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成25年12月 9日 (第4回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成25年12月26日 (第5回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成26年 1月24日 (第6回) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価(案)についての承認
- ・平成26年 3月27日 (第7回) 巡回バス事業運行計画の一部改正(案)の承認
26年度予算(案)、事業計画(案)の承認
工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認

(平成26年度)

- ・平成26年 5月23日 (第1回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成26年 6月 5日 (第2回) 25年度事業決算承認
27年度生活交通ネットワーク計画(案)の承認
- ・平成26年 7月29日 (第3回) 巡回バス事業運行計画の一部改正(案)の承認
27年度生活高越ネットワーク計画(案)の承認
- ・平成26年12月18日 (第4回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認

- ・平成27年 1月14日 (第5回) 地域公共交通確保維持事業に関する事業評価(案)についての承認
- ・平成27年 2月12日 (第6回) 巡回バス運行の利用状況について
巡回バスアンケート結果についての承認
事業評価についての承認
巡回バス運行ルート(案)の承認
- ・平成27年 3月13日 (第7回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成27年 3月27日 (第8回) 27年度事業計画(案)、予算(案)の承認
巡回バスのルート変更(案)の承認

(平成27年度)

- ・平成27年 6月 9日 (第1回) 26年度事業決算の承認
28年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
- ・平成27年 7月21日 (第2回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成27年 8月21日 (第3回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成27年 9月15日 (第4回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成28年 3月16日 (第5回) 28年度事業計画(案)、予算(案)の承認
「神埼コース」における事業運行者変更の承認

平成28年度)

- ・平成28年 6月21日(第1回)
- ・平成28年 9月 7日(第2回)
- ・平成28年12月19日(第3回)
- ・平成29年 3月21日(第4回)

27年度事業決算の承認
29年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
29年度事業計画(案)、予算(案)の承認

(平成29年度)

- ・平成29年 6月20日(第1回)
- ・平成29年 8月25日(第2回)
- ・平成29年 9月25日(第3回)
- ・平成30年 3月26日(第4回)

28年度事業決算の承認
30年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
30年度事業計画(案)、予算(案)の承認

(平成30年度)

- ・平成30年 6月25日(第1回)
- ・平成30年11月13日(第2回)
- ・平成31年 3月28日(第3回)

29年度事業決算の承認
31年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
公共交通に関するアンケート(案)の承認
31年度事業計画(案)、予算(案)の承認

(令和元年度)

- ・令和元年 6月27日(第1回)
- ・令和元年 7月29日(第2回)
- ・令和元年11月19日(第3回)
- ・令和元年11月25日(第4回)
- ・令和2年 2月12日(第5回)
- ・令和2年 3月25日(第6回)

30年度事業決算の承認
令和2年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
神崎市地域公共交通網形成計画の策定について
三瀬神埼線路線バスの再編について(案)の承認
脊振町通学バスの再編について(案)の承認
神崎市地域公共交通網形成計画について
令和2年度事業計画(案)予算(案)の承認
神崎市地域公共交通網形成計画(案)に関する
パブリックコメントの結果及び計画のとりまとめに
ついての承認

(令和2年度)

- ・令和2年 7月30日(第1回)
- ・令和2年 9月10日(第2回)
- ・令和3年 3月25日(第3回)

令和元年度事業決算の承認
巡回バス事業計画の変更(案)の承認
令和3年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
神埼町・千代田町予約型乗合タクシーの試験運行
(案)の承認
脊振町通学バス事業計画の変更(案)の承認
工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
令和3年度事業計画(案)予算(案)の承認
巡回バス再編及び神埼町・千代田町予約型乗合タク
シー本格運行について

(令和3年度)

- ・令和3年 6月23日(第1回)
- ・令和3年10月28日(第2回)
- ・令和4年 3月25日(第3回)

令和2年度事業決算の承認
巡回バス事業計画の変更(案)の承認
令和4年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
令和4年度事業計画(案)予算(案)の承認
(さがバスまるっとフリーDAYの実施について)

(令和4年度)	
・令和4年 6月27日(第1回)	令和3年度事業決算の承認 巡回バス事業計画の変更(案)の承認
・令和4年 9月28日(第2回)	令和5年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認 巡回バス運行計画の変更に伴う進捗報告 (公共交通マップの更新)
・令和4年11月17日(第3回)	令和4年度事業計画の変更の承認
・令和5年 3月20日(第4回)	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の承認 佐賀県コミュニティ移動快適化 ^o 事業の承認 さがバスまるっとフリーDAYの実施状況について (報告)
(令和5年度)	
・令和5年 6月27日(第1回)	令和4年度事業決算の承認 巡回バス事業計画の変更(案)の承認 令和6年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
・令和6年 3月11日(第2回)	令和6年度事業計画・予算(案)の承認 地域公共交通網形成計画の一部変更(案)の承認 巡回バス事業計画の変更(案)の承認
(令和6年度)	
・令和6年 6月25日(第1回)	令和5年度事業決算の承認 地域公共交通網形成計画の一部変更(案)の承認 令和7年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
・令和7年 2月 6日(第2回)	地域公共交通網形成計画の一部変更(案)の承認

19. 利用者等の意見の反映状況

平成30年11月から12月にかけて、生活の中で公共交通の影響を特に受けやすい 65歳以上の高齢者を対象とした地域公共交通アンケート調査を実施し、結果について分析を行った。回答者の7割近くが自家用車を運転して移動しているという結果だったが、そのうち8割は将来的には運転免許証の自主返納を検討するとの回答であった。

当市においても運転免許証自主返納者等の交通弱者への支援、及び市内公共交通の更なる利便性の向上等の重要性が課題であると認識しており、住民代表・利用者代表等が参画する神崎市地域公共交通活性化協議会にて協議・策定した「神崎市地域公共交通網形成計画」における将来像として「市民の日常生活を支える商業・医療機関への移動や、通勤・通学・観光等の利便性を高め、持続可能な地域公共交通網を形成する。」と定めている。

※神崎市地域公共交通活性化協議会の委員のうち、住民・利用者を代表する委員

- ・ 神崎町区長会長、千代田町区長会長、脊振町区長会長
- ・ 神崎市民生児童委員協議会代表
- ・ 神崎市老人クラブ連合会会長
- ・ 神崎市商工会会長
- ・ 神崎町住民代表、千代田町住民代表、脊振町住民代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神崎市神崎町鶴3542番地1

(所 属) 神崎市 総務企画部 企画課

(氏 名) 大澤 聖也

(電 話) 0952-37-0102

(e-mail) soumu-02@city.kanzaki.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

地域ケア推進会議で提唱された地域公共交通に関する意見について

高齢障がい課 地域支援係

地域ケア個別会議

個人の課題への対応を多様な視点から検討し、その人らしい生活の継続を支援する

個別事例の検討

地域課題の集約、意見交換

地域ケア連絡会議

地域づくりの資源開発・
政策の形成

地域ケア推進会議

地域包括ケアシステムの構築

地域課題への対応を多職種で検討することで、地域づくり、資源開発、政策形成等を通して地域課題の解決に繋げていく

地域ケア推進会議について

課題の予防

課題解決

個別の課題解決

課題早期発見

2025年に向けて地域包括ケアシステムの実現による地域住民の安心・安全・QOL向上

認知症施策の推進

生活支援体制の整備

在宅医療の充実・介護連携



自立支援

介護サービスの基盤整備



令和 6 年 12 月 12 日に開催した地域ケア推進会議で地域公共交通に関する委員から出た意見です。

◎3 町に関わる意見

- ・ 地域ごとに異なる移動手段を検討した方が良い。
 - ・ 周知、広報（例：動画の作成等）を見直した方が良い。
 - ・ 出前説明会で高齢者に分かりやすい説明に見直しをしてほしい。
 - ・ 乗らない停留所を明確にし、必要な所に巡回バスが行くことができるようにすることは可能か？
 - ・ 年度の実績は上がっているが、停留所別の乗車実績を知りたい。 数が上がっている所、そうでないところがあると思う。その振り分け、見直しが必要と思う。
 - ・ 予約の仕方を見直す
- 例) ①タクシーを予約する→当日：予約時間に他に乗客がいれば、タクシーに乗せる。→乗合タクシーとしての活用は可能か？
- ・ 高齢者が使いやすいように事前登録の簡素化、予約の仕方の再検討をしてほしい。

◎脊振町に関しての意見

- ・ 利用予約システムを簡素化したライドシェアを検討してほしい。
- ・ 利用者が少ない時間帯やルートの見直しを行い、ドアツードアの実現を図ってほしい。
- ・ 支所付近に運転手、車を 1 台待機させ連絡を受けた時点で小さな車で動いてもらうスタイルの検討が必要だと思う。 利用者数などに応じて別途追加車両等を検討してほしい。

◎他市町の様子として

- ・ 自動車学校のバス、葬儀場のバス、NPO 法人等の民間企業と連携した活用の検討をしてほしい。